



参 考

[根拠法令等]

毒物及び劇物取締法施行令

(使用方法)

第 13 条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

イ 略

ロ 法第 8 条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であって、都道府県知事の指定を受けたもの

ハ～ト 略

チ 農業協同組合、農業共済組合、森林組合又は生産森林組合の技術職員であって、都道府県知事の指定を受けたもの

(2)及び(3) 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。